

那須烏山市建設工事請負仮契約書

収入
印紙

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所 那須烏山市
- 3 工 期 那須烏山市議会の議決の日から3日を経過した日から
()年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯 ※1
- 5 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
〔備考〕 ()の部分は受注者が課税事業者である場合に記載する。
- 6 契約保証金 円
- 7 特約事項 この契約書は、この契約の締結に係る那須烏山市議会の議決があつたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約とみなすものとする。
- 8 建設発生土の搬出先等 ※2
- 9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり ※3

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

()年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

※1 工事を施工しない日等については、契約書を提出する前に担当課と協議の上、決定するものとする。

工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯を定めない場合は、それぞれに「設定しない」と記載する。

工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯を定める場合は、次の例に倣い記載する。

記載例（その1）

工事を施工しない日 土曜日、日曜日、祝日、大型連休（4月〇日～5月〇日）、夏期休暇（8月〇日～〇日）、年末年始（12月〇日～1月〇日）、出水期（6月〇日～10月〇日）

工事を施工しない時間帯 平日の午後〇時から午前〇時まで

記載例（その2）

工事を施工しない日 原則、土曜日、日曜日及び祝日

ただし、別に定める場合はこの限りでない。

工事を施工しない時間帯 原則、平日の午後〇時から午前〇時まで

ただし、別に定める場合はこの限りでない。

詳細に記載することが難しい場合、本項目のみの契約変更が何度も生じるおそれがある等の場合は、特記仕様書等に別途定めることも可能とする。

※2 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。（該当しない場合は削除又は省略可）

※3 該当しない場合は削除又は省略可

〔注〕当該ページは契約書には添付しない。